

<要介護の方のサービス利用料金>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆共通的服务利用料（1回の個人負担額）＊1割負担の場合

介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
6時間以上7時間未満の利用	714 円	843 円	974 円	1,103 円	1,233 円

☆加算による負担額（介護度による区分なし）＊1割負担の場合

加算内容	負担額
入浴加算	54 円／回
サービス提供加算（I）イ	20 円／回
個別機能訓練加算II	61 円／回
生活機能向上連携加算	215 円／月
＊個別機能訓練加算II実施の場合	108 円／月
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数に 5.9% を乗じた単位数
特定処遇改善加算 I	所定単位数に 1.2% を乗じた単位数

☆ご契約者がまだ要介護の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回 あたり550円※別途おやつ代として50円頂いています。

②レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供の記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

一枚につき10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに、丁寧にご説明します。